

〒330-0854
埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-199-3

日さく 御中

平成27年7月31日

国立国会図書館

出版物納入のお願い

国立国会図書館では、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）に基づき、文化財の蓄積及びその利用に資することを目的とし、同法に定められた納本制度に基づいて国内刊行出版物の収集に努めております。

発行者各位から納入される出版物は、当館が行う図書館サービスの根幹となる貴重な資料であります。つきましては、貴殿発行の別紙掲載の出版物（各1部）を是非とも納入くださいますようお願いいたします。

また、別紙掲載の出版物以外に納入されていないものがございましたら、併せて納入ください。

納入の際には、再依頼を防ぐため同封の伝票を該当出版物に挟み込み、下記宛てにお送りください。

今後とも納本制度の趣旨を御理解いただき、出版物を発行された際には納入くださるようお願いいたします。

なお、既に納入済、又は本状と入れ違いに納入された場合は御容赦ください。

〒100-8924
東京都千代田区永田町1-10-1
国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第一係
Tel. 03(3506)5205（直通）
Fax. 03(3504)1569
E-mail: nocho@ndl.go.jp

別紙

- 1 80年のあゆみ /
在庫がありましたらお願いいたします

以上1件

納本のお願い

(民間出版物)

納本制度とは？

「納本制度」とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務づける制度のことです。わが国では、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）により、国内で発行された全ての出版物を、国立国会図書館に納入することが義務づけられています。



納本したら・・・

納本された出版物は、当館ホームページ上の「全国書誌」やNDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）にその書誌データが掲載されます。誰が・いつ・どんな資料を作成したかを誰でも手軽に知ることができるようになります。

また、納本された出版物は、広く利用されるとともに、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。

納本制度の趣旨を御理解いただき、関係者のみなさまの御協力をお願いいたします

Q&A——出版社・個人

Q どんなものを納めなければならないのですか？

A 原則として、頒布を目的として発行された全ての出版物です。図書、雑誌・新聞だけでなく、CD、DVD、ブルーレイ、レコード、楽譜、地図なども対象となります。また、自費出版でも、相当の部数を作成し配布されているものは納本の対象となります。ただし、ホチキス留めなど簡易綴じのもの、頒布を目的としないものなどは、納本の対象とはなりません。

Q 同じ内容で異なる版（例：ブルーレイとビデオテープ、BOX版とバラ売り）がある時は、どちらを納めればよいですか？

A 国立国会図書館法には、発行者は「最良版の完全なもの」を納入することとあります。

「最良版」とは、同じ時期に同一の発行者から同一内容の出版物が製本・装丁の違いや記録媒体の違いなどにより複数の版で発行された場合、文化財として蓄積し、その利用に資するという納本の目的に最も適するものをいいます。「完全なもの」とは、乱丁、落丁、傷、汚れがなく、利用機器で正常に再生され、出版物の本体以外の付録等もそろったものです。

パッケージ系電子出版物については、以下の基準により、ブルーレイ>ビデオテープ、BOX版>バラ売りとなります。

注) 冊子とCD-ROMなど、印刷媒体と電子媒体の両方で同一内容のものが出版された場合は、それぞれの最良のものを納本いただくことになります。

パッケージ系電子出版物の「最良版」の基準

(1から順に当てはめ、適合したものを最良版とする)

- 1 記録媒体の保存性が優れていること。
- 2 記録媒体を格納する容器があること。
- 3 保管のための特殊な施設又は設備を必要としないこと。
- 4 利用に係る説明書又は解説書が添付されていること。
- 5 記録媒体の規格又は当該パッケージ系電子出版物の当該版を利用するための機器の規格が普及していること。
- 6 特別の機能が付加されていること。ただし、特別の機能が特殊な目的のために付加されている場合には、特別の機能が付加されていないこと。

Q 何部納めればよいですか？

A 納入義務があるのは1部です。ただし、2部目を御寄贈いただきますと、原則として、1部目を東京本館で、2部目を関西館で所蔵することとなります。

Q いつまでに納めなければならないのですか？

A 発行の日から30日以内に納めなければならないと定められています。

Q どうやって納めればよいですか？

A (社)日本出版取次協会等の一括代行機関を経由する方法と、直接当館に郵送・持参する方法があります。納入いただいた発行者に対しては、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額(通常、「小売価格の5割」と「郵送における最低の料金に相当する金額」)を代償金として支払うこととなっています。代償金請求の手続きについては、最終面の担当係までお問い合わせください。また、御寄贈いただく場合には、御要望に応じ受領書を送付いたします。受領書を希望する旨と送付先を記入したメモを添えてください。

Q 直接に納める場合の宛先はどこですか？

A 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1 国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第一係

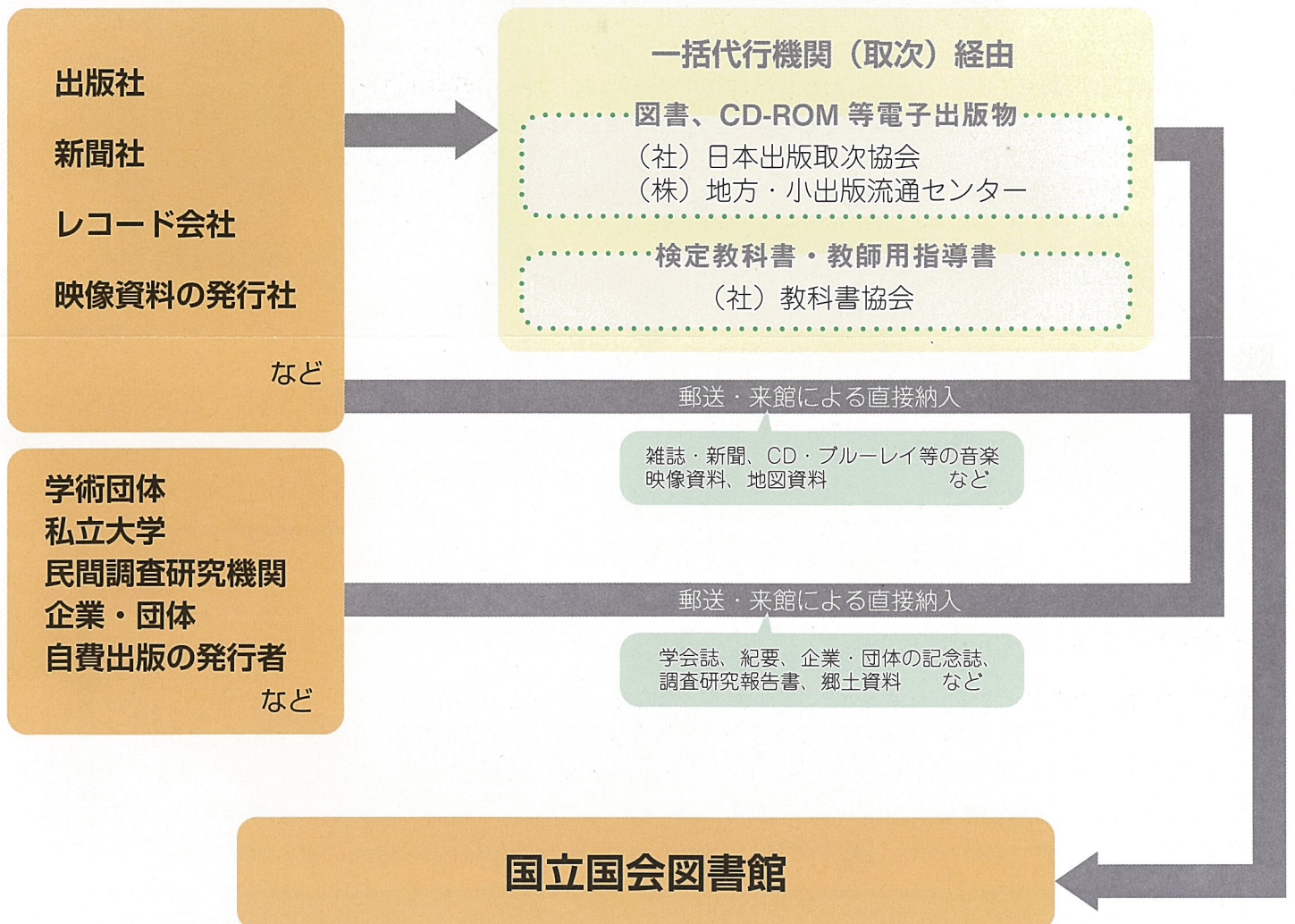
Q 納本された出版物はいつまで保存されるのですか？

A 期限はありません。保管に適した環境の書庫で、可能な限り永く保存し、利用に供します。

Q 書庫はパンクしないのですか？

A 東京本館・関西館・国際子ども図書館の三つの施設の書庫がパンクしないよう、スペースを有効活用しています。また、書庫の増築についても長期的な計画をもっています。

民間出版物の納入ルート



納本された出版物のその後（整理・保存・利用）

図書館資料として
受け入れ、登録します



I種
W



1200800340433

雑誌の一部

雑誌の記事索引を
作成します

学術雑誌を中心に、一般誌も含め約2万誌（約1万誌が現在刊行中の雑誌）の記事を検索できる日本最大級の雑誌記事のデータベースです。

次のような資料は、納本の対象ではありません

申込書、申請書、契約書、リーフレット・チラシ・広告（1枚もの）、手帳、日記帳、カレンダー、個々の募集要項・案内等

書誌データを
作成します

完成前の書誌データを「新着書誌情報」としていち早くお知らせしています。

「全国書誌」として
書誌データを提供します

日本国内で刊行された出版物の記録として、標準的な書誌情報を広く国の内外に速報いたします。

国立国会図書館サーチやNDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）で書誌データや雑誌記事が検索できるようになります

閉架式の書庫で保存されます

納本された資料は、ほとんどが東京本館で保存されます。書庫内は、温度22度・湿度55%前後になるよう管理しています。

資料の劣化を予防するため、製本したり、保存容器に入れたりします。また、マイクロ化や電子化などメディア変換も行います。



図書館資料として、さまざまに利用されます。

納本の宛先・お問合せ

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第一係

電話 03(3581)2331 (内線24611)

FAX 03(3504)1569

メールアドレス nocho@ndl.go.jp

※ お問合せ受付時間 月～金 9:00～17:45（祝日、年末年始を除く。）

※ ホームページ - 「納本制度」 <http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit.html>

（平成25年11月発行）

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。